

森林整備加速化・林業飛躍事業
実 施 基 準
(木造公共施設等整備)

森林整備加速化・林業飛躍事業【木造公共施設等整備】実施基準

森林整備加速化・林業飛躍事業【木造公共施設等整備】の実施については、森林整備加速化・林業再生事業費補助金実施要綱（平成21年5月29日21林整計第83号農林水産事務次官依命通知）、森林整備加速化・林業再生基金事業実施要領（平成21年5月29日21林整計第88号林野庁長官通知）、森林整備加速化・林業再生基金事業実施要領の運用（平成21年5月29日21林整計第87号林野庁長官通知）、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。）、徳島県林業関係事業補助金交付要綱（昭和59年林政第214号。以下「要綱」という。）、森林整備加速化・林業飛躍事業実施要領（平成21年6月1日林振第494号。以下「要領」という。）に定めるもののほか、この実施基準に定めるところによる。

1 事業実施主体

県及び地域協議会構成員のうち、市町村、特別区、一部事務組合及び公共建築物等における木材の利用の促進に関する施行令（平成22年9月14日政令第203号）第1条に掲げる施設を整備するもの。

2 採択基準等

(1) 県産材の使用

- ・ 補助対象施設は県産材を使用した施設とする。
- ・ 県産材の定義は、徳島県木材認証機構による産地認証を受けた木材、若しくは徳島県内で合法的に伐採されたことが証明できる木材とする。
- ・ 市町村長の裁量により使用木材を市町村内産の木材等に限定することは妨げない。

(2) 補助金の額

ア 木造公共施設整備

(ア) 木造公共施設，木製外構施設，附帯施設等 : 15%以内

(イ) 木質内装 : 3.75%以内

ただし、知事が認める施設については、1/2以内とする。

イ 都市木造公共施設整備 : 3/10以内

都市木造公共施設整備は、以下の要件を満たしていること。

(ア) 施設整備を行う地域が、都市計画法で定められる防火地域または準防火地域に指定されていること。

(イ) 整備する木造公共建築物が、建築基準法で定められる耐火建築物であること。

ア、イとも、補助金の上限は1億円とする。

(3) その他

- ・ 地域材の利用促進に資するものとし、波及効果の高い施設として事業目的を達成するため、一般への公開展示を7年以上の期間、積極的にこなうこと。

- ・ 施設の整備に当たっては、展示効果が上がるよう地域材利用に関する情報（樹種など）を示す看板を設置すること。
例：「この施設は、CO₂排出量の削減に役立つ徳島県産材を利用して建築されています。」「この施設は徳島すぎを利用して建築されています。人にも地球にもやさしい徳島すぎの利用推進を！」など。
- ・ 施設利用者への地域材利用についてなどのアンケートを実施し、とりまとめた結果を普及活動に活かすこと。
- ・ 事業の実施にあたっては、公共建築物等木材利用促進法第9条に規定する市町村方針を策定した上で、地域内の素材生産業者や木材業者等と連携し、住宅等への地域材の活用の流れを形づけるよう努めること。
- ・ この事業により整備する施設において使用される製材等（製材、集成材、合板、単板積層材）については、「間伐材」又は林野庁作成の「木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠した「合法木材」を使用すること。その他の木製建具等の部材についても原則として「間伐材」又は「合法木材」を使用すること。
- ・ 木質内装整備の対象が国庫補助事業により建設された施設である場合には、原則として、建設されてから10年を経過したもので、かつ、耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定める年数をいう。）の残存期間が10年以上ある施設であること。
- ・ 木造公共建築物を整備する際には、木製窓枠等木製設備や木質ペレットストーブ等の導入に努めること。
- ・ 補助対象事業について、他の法律又は予算制度に基づく国の負担又は補助を得て実施するものを除く。
- ・ 学校関連施設整備は以下の要件を満たしていること。
 - ア 都道府県又は市町村教育担当部局等との間において、用地使用の承認等の手続きが的確に行われていること。
 - イ 余裕教室の木質内装の整備については、用途変更が的確に行われていること。
 - ウ 学校施設の木質内装の整備については、「環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備推進に関するパイロット・モデル事業実施要項」（平成19年3月23日付け、18文科施第602号、18林政利第63号、19・03・19資庁第2号、環政経発第070323002号、環地温発第2006030839号、文部科学省大臣官房文教施設企画部、農林水産省林野庁、経済産業省資源エネルギー庁、環境省総合環境政策局連名通知）の7に定める事業計画書の決定がなされていること。
- ・ 事業内容には、附帯施設の整備を含む（電気・上下水道工事等は除く）。

3 補助金交付申請書及び実績報告書に添付する書類等、補助対象経費等事業メニュー毎に必要な事項

(1) 実施計画書の提出

事業主体は、実施計画書(様式1号)を知事に提出する。

(2) 事業の内示

知事は、前項の規定により提出された実施計画書を審査し、相当と認めるときは事業内示を行う。

(3) 補助金交付申請書への添付書類

補助金交付申請書には、収支予算書、事業内容及び経費の配分、申請金額の積算基礎となる設計書、図面、見積書等を添付すること。

(4) 実績報告書への添付書類

実績報告書には、収支精算書、事業成績、出来高設計書、出来高図面、工事写真、木材認証証明書、木材の納品書等、補助金の額を確定するのに必要な書類を添付すること。

(5) 実績報告書の写しの進達

県民局及び農林水産局は、事業主体に対し規則第12条の規定による補助金の額の確定の通知を行ったときは、林業戦略課長に、実績報告書の写しをすみやかに進達すること。

徳島県知事 殿

住 所

氏 名

印

事業計画書

I 事業の目的

II 事業内容

1) 建築物の概要

施設名(用途) :

工事種別 :

構造規模 :

2) 事業費 (円)

| 内 訳 | 事業費 | 補助率 | 補助金 |
|---------|-----|-------|-----|
| 工事費 | | 1/2以内 | |
| 設計委託費 | | 1/2以内 | |
| 工事監理委託費 | | 1/2以内 | |
| | | | |
| | | | |
| 計 | 0 | | 0 |

III 添付資料

1) 図面 (付近見取図・配置図・平面図・立面図 等)

2) 設計書